

1

## 用語解説

---

2

### あ 行

3

#### ISO14001

4 ISO（国際標準化機構）が発行する環境マネジメントシステム（環境に影響を与える（可  
5 能性のある）活動について、継続的に活動を管理し、改善を図る仕組み）に関する規格です。

6

#### あわせ処理

8 市町村の所有する一般廃棄物処理施設において処理することが可能な産業廃棄物を、一般廃  
9 棄物と一緒に処理することです。

10

#### 一般廃棄物

12 産業廃棄物以外の廃棄物で、さらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は、  
13 一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」と、商店・オフィス・レストラン等の事業  
14 活動に伴って生じた「事業系ごみ」に分類されます。

15

#### エコアクション21

17 中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメント  
18 システム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した、環境省が普及を進めて  
19 いる事業者向けの簡易な環境活動評価プログラムです。

20 幅広い事業者に対して「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、  
21 環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ためのガ  
22 イドラインとなっています。

23

#### エコショップ

25 環境にやさしい商品の販売、ごみの減量・リサイクルの推進など環境に配慮した取り組みを  
26 積極的に行っている店舗等のことで、エコショップ制度として、都道府県や市町村が独自の認  
27 定基準を用いて認定・登録し、ホームページ等を通して公表されています。

28

#### NPO (Non Profit Organization)

30 NPOは、Non Profit Organization の略称で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、營  
31 利を目的としない団体の総称です。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域振興など様々な分

1 野で活動する団体が含まれます。

2

3 沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄下水道等整備構想)

4 県と市町村が連携して処理区域、整備手法及び整備スケジュールの設定を行い、各種汚水処  
5 理施設の整備を計画的、効率的に進めるための指針です。平成 10 ( 1998 ) 年度に策定され、社  
6 会情勢等の変化に応じて平成 18 ( 2006 ) 年度と平成 22 ( 2010 ) 年度、平成 28 ( 2016 ) 年度、  
7 令和 2 ( 2022 ) 年度にそれぞれ見直しを実施しています。

8

## か 行

9 合併処理浄化槽

10 生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽です。これに対して、  
11 し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。水質汚濁の原因として生活排水の寄  
12 与が大きくなっています。生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水道の  
13 整備等と並んで合併処理浄化槽の普及が求められています。

14

15 家電リサイクル法

16 正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」であり、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の使  
17 用済み家電 4 品目の収集・運搬を小売業者に、回収・再商品化を製造者に義務付け、その費用  
18 を消費者などの排出者が負担することを規定した法律で、平成 10 ( 1998 ) 年に成立し平成 13  
19 ( 2001 ) 年 4 月から施行されています。使用済みの家電 1 台ごとに家電リサイクル券が付けら  
れ、消費者からの引き取りから製造者に引き渡すまでの荷動きを管理します。

1 環境会計

2 企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取り  
3 組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のため  
4 のコストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的に把握（測定）し、分析・公表す  
5 るための仕組みのことです。

6

7 感染性廃棄物（参考：廃棄物処理法施行令別表第1）

8 医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人が感染し、または感  
9 染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある  
10 廃棄物をいいいます。

11 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物として、収集から処分まで全ての過程において  
12 厳重に管理することが求められています。

13

14 気候非常事態宣言

15 沖縄県では、世界的な課題である気候変動に対して、県全体で現状認識と将来の気候変動を  
16 めぐる現状とその認識を共有し、行政・県民・事業者が一丸となって気候変動対策に取り組ん  
17 でいくことを決意し、令和3（2021）年3月に玉城知事が記者会見で「沖縄県気候非常事態宣  
18 言」を行いました。

19

20 グリーン購入

21 商品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入する  
22 ことをいいます。

23

24 経済的手法

25 環境負荷を生じさせる経済活動に対して、市場を通じて何らかの経済的誘導策を与えること  
26 により、環境負荷が少なくなるようにする手法で、税・課徴金、デポジット制度、ごみ処理手  
27 数料の有料化などが該当します。

28

29 建設リサイクル法

30 正式名称は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のことであり、特定建設資材  
31 （コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた対象建設工事（建築物等に係  
32 る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工  
33 事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付け、資源  
34 の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るための法律です。

1 小型家電リサイクル法

2 正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」であり、使用済小型電  
3 子機器（デジタルカメラ、ゲーム機等）の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、  
4 廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とし、平成 25（2013）年 4  
5 月 1 日から施行されています。市町村、事業者等関係者が協力して自発的に回収方法やリサイ  
6 クルの実施方法を工夫し、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度  
7 となっています。

8

さ 行

9 災害廃棄物

10 地震や洪水などによって、家屋等の建築物が倒壊したり、焼失・水没するなどして発生した  
11 家具類、家電製品、がれき類、家屋自体の解体廃棄物などを指します。

12

13 最終処分

14 廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分され  
15 ます。最終処分は埋立が原則とされています。

16 最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立て  
17 ることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分  
18 場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最  
19 終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。これらは埋め立てる廃棄物  
20 の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

21

22 再使用（リユース）

23 いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することをいいます。具体的には 廃棄物  
24 となってしまう製品を循環資源としてそのまま、若しくは修理などを施して使用する「製品リ  
25 ユース」、製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、再使用可能  
26 な部品を選別し、そのまま、若しくは修理などを施して再度使用する「部品リユース」などが  
27 あります。

28

29 再生利用（リサイクル）

30 廃棄物の全部又は一部を原材料として利用することです。再生利用のうち、廃棄物を製品の  
31 材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（瓶を碎いてカレットにした上で再  
32 度瓶を製造する等）廃棄物から熱エネルギーを回収することを熱回収といいます。循環型社会  
33 形成推進基本法では、原則として、リユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先すること  
34 とされています。

1 サステナブルツーリズム(持続可能な観光)

2 観光地の本来の姿を持続的に保つことができるよう、観光地の開発やサービスのあり方を見定め旅行の設定を行うこと。平成 7 ( 1995 ) 年に「観光産業のためのアジェンダ 21」に基づき、入境する人数の制限、電気自動車の利用による排ガス規制、必要な搭乗客にだけに出す機内サービスなど、多くの分野で様々な取り組みが始まっています。

6  
7 3 R

8 リデュース、リユース、リサイクルの 3 つの頭文字をとったもの。

9 Reduce(リデュース)：廃棄物の量を減らす。

10 Reuse(リユース)：不要になったものを工夫して再度使う。

11 Recycle(リサイクル)：再生できるものは資源として再生利用する。

12  
13 産業廃棄物

14 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

17  
18 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

19 平成 12 ( 2000 ) 年の国連ミレニアム・サミットで策定されたミレニアム開発目標( MDGs )  
20 が平成 27 ( 2015 ) 年で終了することを受け、国連が向こう 15 年間 ( 令和 12 ( 2030 ) 年まで )  
21 の新たな持続可能な開発の指針を策定したものです。

22  
23 温室効果ガス

24 大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことをいいます。水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどが温室効果ガスに該当します。

1     自動車リサイクル法

2     正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で、使用済み自動車から出る部品など回収してリサイクルや適正に処分することを、自動車メーカー・輸入業者に義務付ける法律です。リサイクル・適正処分の対象となるのは、エアコンに使われるフロン、シュレッダーダスト（車体を粉砕した後に残る破碎くず）エアバッグの3種類です。リサイクル費用は自動車の所有者が負担し、費用は新車の購入時などに支払います。

7     循環型社会

9     大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。  
10     循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

14     循環型社会形成推進基本法

16     廃棄物の発生抑制、適正利用及び適正処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本方針を定めた法律で、廃棄物処理の優先順位を発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順と定めています。

20     集団回収

21     市民団体による資源ごみの収集で、市町村が用具の貸し出し、補助金の交付等により関与しているものをいいます。

24     食品リサイクル法

25     正式名称は「食品循環資源の再生利用等に関する法律」で、食品循環資源の発生抑制、減量化、再生利用を促進することを目的としています。令和11(2029)年度までの再生利用等実施率の目標は「業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は75%、食品小売業は65%、外食産業は50%」とされています。

30     食品ロスの削減の推進に関する法律

31     食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律で、令和元(2019)年10月1日に施行されました。

- 1 食品ロス（家庭における食品ロスの定義）
- 2 本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこととおり分類されます。
- 3 食べ残し
- 4 料理の食材として使用又はそのまま食べられるものとして提供された食品のうち、食べ残
- 5 して廃棄したもの。
- 6 直接廃棄
- 7 賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに
- 8 そのまま廃棄したもの。
- 9 過剰除去
- 10 調理時にだいこんの皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分。
- 11
- 12 生活排水
- 13 し尿と、日常生活に伴う台所・洗濯・風呂等からの排水の総称です。なお、生活排水のうち、
- 14 し尿を除くものを生活雑排水といいます。
- 15
- 16 生分解性マルチ
- 17 生分解性マルチフィルムという農業等に使用する被覆材で、天然素材または化学合成素材を
- 18 シート状に加工したものです。従来のマルチフィルムとは異なり、廃棄物とならず自然で
- 19 分解される点が大きな特徴です。
- 20
- 21 粗大ごみ処理施設
- 22 収集または持ち込まれた自転車、家具等のごみから金属類等の資源を回収する施設のことと、
- 23 近年は地域住民を啓発する機能を付加したリサイクルセンターの導入が多くなっています。
- 24

## た 行

### 1 ダイオキシン類

2 ダイオキシンとは、「ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（P C D D）」の通称であり、こ  
3 れに「ポリ塩化ジベンゾフラン（P C D F）」を加えてダイオキシン類といいます。なお、平成  
4 11年7月16日に公布された廃棄物焼却炉や製鋼用電気炉などの排出ガスや排水などに含まれ  
5 るダイオキシン類を規制した「ダイオキシン類対策特別措置法」において、P C D D 及び P C  
6 D F に「コプラナー - ポリ塩化ビフェニル（C o - P C B）」を含めて「ダイオキシン類」と定  
7 義されました。通常は無色の固体で、水に極めて溶けにくく、また、化学的にも安定な物質で  
8 す。

### 10 T E Q (Toxicity Equivalency Quantity)

11 T E Q は、Toxicity Equivalency Quantity の略称で、毒性等量ともいいます。毒性の強さ  
12 を加味したダイオキシン量の単位です。ダイオキシンは、塩素の数及び位置が異なる異性体の  
13 混合物として環境中に存在し、毒性の強さは異性体によって異なるため、ダイオキシン異性体  
14 の量を単純に合計しても、その数値で毒性影響を評価することはできません。そこで、ダイオ  
15 キシンでは、各異性体の量にそれぞれの毒性の強さの係数（T E F）を乗じた値の総和として表  
16 わすのが一般的となっています。このように異性体の量当たりの毒性が等価になるように換算  
17 された値は、その数量から毒性影響を評価することが可能です。このようにして換算された数  
18 値には、重さの単位に T E Q を付けて単純な物理量ではないことを明示することになっています。  
19

### 21 単独処理浄化槽

22 し尿のみを処理する浄化槽のことです。生活雑排水が未処理で放流されるため、河川などの  
23 水質悪化を招きやすい浄化槽です。

### 25 中間処理

26 収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみ  
27 の体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理することを  
28 いいます。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効  
29 利用する役割もあります。

## は 行

### 31 廃棄物

32 占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものを  
33 いい、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その

1 他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいいます。発生形態や性状等の違いから、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

5 廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とします。

9 排出量

10 一般廃棄物

11 収集量と直接搬入量、集団回収量を合計したものであり、市町村において正確に量が把握できるごみ量の合計をいいます。

13 排出量 = 収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量 (t/年)

14 1人1日あたり排出量は、排出量 (t/年) を総人口及び年間日数(365日又は366日)で割ったもので、県民1人が1日に排出するごみの量をいいます。

16 1人1日あたり排出量 = 排出量 ÷ (総人口 × 365日又は366日) × 10<sup>6</sup> (g/人・日)

18 産業廃棄物

19 産業廃棄物の発生量は、事業活動に伴い生じた不要物であって、産業廃棄物量及び有償物量を合計した量をいいます。有償物量とは中間処理されることなく、他者に有償で売却した量のこととで、法令上は廃棄物に該当しないものをいいます。排出量は、発生量から有償物量を除いた量となります。

23 排出量 = 発生量 - 有償物量

25 ばいじん

26 燃焼によって生じるすすや燃えかすの固体粒子状物質のことをいいます。

1 発生抑制(リデュース)

2 必要のないものは買わない、使い捨てのものなどごみになりそうなものは利用しないこと等  
3 により、ごみの量を「減らす」ことです。

4 コンビニエンスストアでレジ袋や不要な割りばしを断るといった行為等です。

5

6 分別収集計画

7 容器包装リサイクル法を受け、市町村や県が3年ごとに策定する分別収集に関する計画をい  
8 います。

9

10 プラスチック資源循環法

11 正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で、プラスチックという  
12 素材に焦点をあて、プラスチック製品の設計・製造から廃棄物の処理に至るまでのライフサイ  
13 クル全体を通じたプラスチック資源循環(3R + Renewable(再生可能資源への代替))の促進を  
14 図ることを目的とした法律。令和4(2022)年4月に施行されました。

15

16 ポリ塩化ビフェニール(PCB)

17 PCBは、熱に対して安定で、電気絶縁性が高く、耐薬品性に優れているとして、かつて有  
18 用な物質として生産・使用されていました。一方、毒性が強く、昭和43年のカネミ油症事件等  
19 をきっかけにその環境汚染の実態が明らかになり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する  
20 法律(昭和48年法律第117号)によって製造、輸入等が事実上禁止されました。その処理体制  
21 は長らく停滞していましたが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措  
22 置法(平成13年法律第65号)の制定、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)の活  
23 用による処理施設の整備等により全廃に向け処理が行われています。

24

ま 行

25

26 マイバッグ

27 買い物の際、レジ袋を受け取らないことを目的として個人が持参する買い物袋のことです。  
28 ごみの排出抑制につながります。

29

30 マニフェスト制度

31 排出事業者が産業廃棄物の収集運搬又は処分等を他人に委託する際、処理業者に対して廃棄  
32 物の種類、数量、形状等を記載した管理票(マニフェスト)を交付し、処理終了後に処理業者  
33 よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物処理の流  
34 れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのことです。マニフェスト制度には、紙によ  
35 る複写式の伝票と、インターネットを活用した電子マニフェストがあります。

## や 行

- 1
- 2     溶融スラグ
- 3         ごみの焼却残さ等を高温で加熱溶融し、冷却固化したものです。溶融スラグ化するとダイオ
- 4         キシン類のような化学物質は分解され、重金属は溶融スラグのガラス質と一体化して外には出
- 5         ないようになります。このような安全化を図って、J I S の規格に適合した溶融スラグは路盤
- 6         材やコンクリート骨素材等として再利用されます。
- 7
- 8     容器包装リサイクル法
- 9         正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃
- 10        棄物の容積の約 6 割を占める容器包装ごみの減量化を図り、リサイクルを積極的に進めるため、
- 11        平成 7 ( 1995 ) 年 6 月に制定され、平成 9 ( 1997 ) 年 4 月から施行されています。消費者が分別
- 12        排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するというそれぞれの役割分担が示されてい
- 13        ます。